

河内長野市未来技術地域実装協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「河内長野市未来技術地域実装協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、内閣府において「未来技術社会実装事業」として採択された、『「地域力」と「未来技術」の融合による「豊かな生活」実装モデル』事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 社会実証・実装に向けた事業計画の策定
- (2) 社会実証・実装の実施、実施結果に関する評価・検証
- (3) 事業化に向けた施策の検討
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。
- 3 協議会は、活動内容に応じて、必要に応じてワーキンググループを設置する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、本事業の終了期間である令和7（2025）年3月31日までとする。

(委員への報奨金)

第6条 委員に対しては、役務の対価として報奨金を支払う。

(役員及びその職務)

第7条 協議会の会長は、委員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を総括する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集し、及びその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席（オンライン(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)を活用した出席を含む。)がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要に応じて、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、代理者を出席させることができる。

6 会議に出席できない委員又は代理者を出席させる委員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

7 会長は、会議を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、会議に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、河内長野市総合政策部政策企画課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年1月24日から施行する。

2 この規約は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第4条関係）

河内長野市未来技術地域実装協議会 委員名簿

委員	所属	備考
江川 直樹	関西大学名誉教授	会長
菅野 正嗣	大阪公立大学 大学院情報学研究科 教授	副会長
山口 竜司	河内長野市医師会会長	
河浦 和哉	社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会常務理事	
長谷川 専	株式会社三菱総合研究所 営業本部 インダストリーマネジャー	
田口 慎一郎	ヤマハ発動機株式会社 技術・研究本部 NV・技術戦略統括部 新事業推進部 事業推進グループ グループリーダー	
和田 文夫	厚生労働省近畿厚生局健康福祉部 地域包括ケア推進課長	現地支援責任者
根本 深	デジタル庁国民向けサービスグループ企画官	
増田 克紀	警察庁交通局交通企画課自動運転企画室課長補佐	
辻 敦士	経済産業省近畿経済産業局産業部製造産業課長	
高橋 雅樹	国土交通省近畿地方整備局企画部事業調整官	
小野 協子	国土交通省近畿運輸局交通政策部部長	
野中 秀紀	国土交通省近畿運輸局自動車技術安全部長	
松田 智博	大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 戦略企画課 課長補佐	
辻井 裕	大阪府スマートシティ戦略部 戦略推進室 戦略企画課 課長補佐	
田中 博行	河内長野市都市づくり部長	
緒方 博	河内長野市市民保健部長	
中橋 栄一	河内長野市福祉部長	
早川 和志	河内長野市総務部長	
宮阪 晴久	河内長野市総合政策部長	